

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年12月3日（平成27年（行情）諮問第720号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行情）答申第331号）

事件名：防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議等で審議された際の議事録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書13につき、その一部を不開示とし、文書14（以下、文書1ないし文書13と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書13のうち、表題及び項目並びに日時、場所及び出席者の部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年1月19日付け閣安保第32号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

原処分は、次の理由により違法である。

文書1ないし文書3、文書8及び文書9の不開示部分は、法5条2号又は3号には該当しない。

文書12は、処分が特定されておらず、不適法である。

文書13は、法5条3号には該当しない。

文書14については、議事録を作成していないのは、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）に反しており、不存在は有り得ず不適法である。

##### （2）意見書

ア なぜ本件開示請求並びに本件審査請求を行ったか

（ア）本件開示請求を行った理由

当法人は、国の情報公開の健全な運用と民主的な行政の推進に寄与することを目的とする団体である。

平成26年12月10日、特定秘密の保護に関する法律（以下

「特定秘密保護法」という。)が施行された。特定秘密保護法は、特定秘密の指定が官僚の広範囲の裁量に任せられており、なんでも特定秘密として非公開になるのではないかと法律が成立する前から当法人は危惧してきた。また、時を同じくして現政権は同年4月1日に武器輸出三原則を見直し、「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。

特定秘密保護法が成立した後、特定秘密に当たり得る「国家安全保障会議での審議内容」はどこまで公開されるのか。また、防衛装備移転という極めて国の方針を大きく変更する政策がどのような議論の下承認されたのかを調べて有権者に提示することは、民主主義では極めて重要だと考えている。

なお、「防衛装備移転三原則」閣議決定後初めて、平成26年7月17日に「特に慎重な検討を要する重要な案件」でもある防衛装備移転承認が本件国家安全保障会議で審議されたため、本件開示請求を行った。

#### (イ) 本件審査請求を行った理由

「防衛移転三原則」(防衛装備移転三原則 平成26年4月1日付け国家安全保障会議決定 閣議決定)には、以下記載されている。

##### 「2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。」

しかしながら、本件開示を受けても肝心な部分が開示されておらず、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」法の趣旨に反する。また、「国家安全保障会議幹事会の議事録」については作成もしておらず、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」公文書管理法の趣旨に反する。

また、防衛装備移転三原則の運用指針(平成26年4月1日付け国家安全保障会議決定 平成27年11月24日 一部改正)によれば、防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書を作成することになっているが、同年10月15日に初めて公表された平成26年度年次報告書(News Release 経済産業省 平成27年10月15日「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」とりまとめました)によれば、国家安全保障会議で移転を認

め得るとされた案件は本件の1件のみである。しかも詳細が判明せず、本請求が詳細を知る唯一の手掛かりである。

本件審査請求を行うことによって、行政に説明責任を果たさせるとともに、「とりあえず不開示」「なるべく議事録作成せず」という行政の在り方を問い直したいと考え、本件審査請求に及んだ次第である。

#### イ 原処分違法の理由

処分庁は、原処分で、一部の文書につき、一部開示処分又は不開示としているが、以下の理由で原処分は違法であるため取り消されるべきである。

##### (ア) 文書1の不開示部分のうち、四大臣会合の定例的な開催場所について

そもそも、「会合の場所を明らかにした場合に敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ」という理由は全く意味不明である。本件会合は官邸内であると開示されている。「敵対する勢力」なるものが官邸内に自由に入れるとしたらそれこそ大問題ではないか。また、仮に「敵対する勢力」なるものが官邸内の当該部屋に侵入できたとして、どのような妨害や対抗措置がなされると考えられるのか。それを防ぐには会合の場所を非公開にすればよいと考えているのであれば笑止である。

また、平成26年4月7日に開催された「国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合」については、マスコミにも公開され、政府がインターネットテレビで公開もしている（平成26年4月7日国家安全保障会議（四大臣会合）特別会合 首相官邸ホームページ）。さらに、平成24年4月3日に開催された「原子力発電所に関する四大臣会合」では、座席表が経済産業省公式ウェブ上で公開されており、開催場所は総理大臣官邸4階大会議室とある。

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成23年12月6日改定 カウンターインテリジェンス会議 決定）にも会議の開催場所に関することは記載がない。これまで慣例として開催場所を公にしなかっただけであり、法的根拠に基づく非公開ではないため、理由説明書でも明確に記載できなかったのではないか

上記を踏まえると、当該会合の場所を公開しても処分庁や諮問庁がいう「おそれ」は発生せず、不開示は違法である。

なお、本件文書は特定秘密に指定されていないと推定される（文書中「特定秘密」と記載がないため）。

##### (イ) 文書1の不開示部分のうち、国家安全保障会議の具体的な議題に

ついて

「公にしないことを前提とした具体的な議題」というのは、全く説明になっていない。自ら不開示と定めれば何でも不開示にできてしまう、というのは法の本来の趣旨から外れる。

また、議題すら不開示にする理由は全く不明である。「個別具体的な事案に関係する他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があるとしているが、主な外交懸案事項は既に外務省発表や報道で公になっており、議題すら公にできない理由は存在しない。

上記を踏まえると、当該議題を公開しても処分庁や諮問庁がいう「おそれ」は発生せず、不開示は違法である。

なお、本件文書は特定秘密に指定されていないと推定される（文書中「特定秘密」と記載がないため）。

(ウ) 文書 2, 文書 3, 文書 8 及び文書 9 の不開示部分について

a 既に詳細が新聞記事になっていること。

本件会合の翌日の平成 26 年 7 月 18 日の新聞各紙によれば、ペトリオット P A C - 2 については特定企業 1 から特定企業 2 がライセンスを受けて部品製造していると明記してある。しかも、米国はこの部品を使った P A C - 2 完成品をカタールに輸出することも認めたとしている。また、ミーティアはイギリス・ドイツ・フランスなどが共同開発しており、日本の特定企業 3 の持つ技術に白羽の矢が立ったと記載がある。同日の特定ネットニュースサイト（2014 年 7 月 18 日）によれば、特定通信社が海外にも発信し、全世界で報道されている。さらに民間のウェブサイトではさらに詳細に分析している。

b 米国防総省も事前に公表していること

それどころか、日本政府が国家安全保障会議を平成 26 年 7 月 17 日に開いてジャイロの米国への輸出を正式決定する前に、米国防総省は 7 月 14 日に総額 110 億ドルの防衛装備品をカタールに売却することで合意したと発表し、P A C 2 も含まれていたとのことである。米国防総省プレスリリースによれば、確かにカタールへの総額 110 億ドル売却について記載がある。

c 「実質秘」性を欠いていること

特定事件最高裁判決（昭和 53 年 5 月 31 日）では、「国家公務員法 109 条 12 号，100 条 1 項にいう秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう」としている。

既に新聞等に掲載されている情報、米国防総省が公開している情報をあえて不開示とする処分庁並びに諮問庁の姿勢は許し難

い。

上記を踏まえると、当該議題を公開しても処分庁や諮問庁がいう「おそれ」は発生せず、不開示は違法である。

なお、本件文書は特定秘密に指定されていないと推定される（文書中「特定秘密」と記載がないため）。

(エ) 文書 1 2 について

「防衛装備移転三原則に関して公にしないことを前提とした文書」というのは、全く説明になっていない。自ら不開示と定めれば何でも不開示にできてしまう、というのは法の本来の趣旨から外れる。

また、完全に不開示にする理由は全く不明である。仮に処分庁や諮問庁がいう不開示情報が含まれていたとしても、黒塗り文書を開示することでページ数や様式などは公にできるはずである。

上記を踏まえると、当該「非公開資料」を公開しても処分庁や諮問庁がいう「おそれ」は発生せず、不開示は違法である。

(オ) 文書 1 3 について

上記(ウ)でも述べたとおりに議事の結論は報道されており、処分庁や諮問庁がいう「おそれ」は発生しない。

また、本件会合の翌日に菅義偉官房長官は本件会合の内容について述べており（平成26年7月18日（金）午前 内閣官房長官記者会見）、全く不開示にすることは法の趣旨からいって許されない。

(カ) 文書 1 4 の不存在について

a 本件幹事会は歴史的会合であること。

上記アでも述べたが、国家安全保障会議及び同会議幹事会は、日本の進路を左右する歴史的会合である。防衛装備の海外移転が予定されており、「同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がない案件」（（経済産業省安全保障貿易管理課長の日本安全保障貿易学会における説明資料）（平成26年9月20日）に記載）だからこそ同幹事会が開催されたのである。それを「処理にかかる事案が軽微なものである場合」にあたると判断したのであれば行政の傲慢である。関係行政機関の局長レベルが参加した同幹事会でも特に慎重な検討を要する案件であると判断したため、国家安全保障会議が開催されたのであり、本件対象文書だけで合理的に跡付け、又は検証できるとはとても言えない。

b 議事録を作らないのは「行政文書の管理に関するガイドライン」違反

内閣総理大臣決定「行政文書の管理に関するガイドライン」で

も、文書主義の原則として、以下明確に定めてある。

「行政文書の管理に関するガイドライン」第3 作成8 ページには、例えば、法令の制定や閣議案件については、最終的には行政機関の長が決定するが、その立案経緯・過程に応じ、最終的な決定内容のみならず、主管局長や主管課長における経緯・過程について、文書を作成することが必要である。また、公文書管理法4条3号で「複数の行政機関による申合せ・・・及びその経緯」の作成義務が定められているが、各行政機関に事務を分担管理させている我が国の行政システムにおいて、行政機関間でなされた協議を外部から事後的に検証できるようにすることが必要であることから、当該申合せに関し、実際に協議を行った職員の役職にかかわらず、文書の作成が必要である。

「処理に係る事案が軽微なものである場合」は、公文書管理法1条の目的を踏まえ、厳格かつ限定的に解される必要がある。すなわち、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合であり、例えば、所掌事務に関する単なる照会・問い合わせに対する応答、行政機関内部における日常的業務の連絡・打合せなどが考えられる。当該事案が政策判断や国民の権利義務に影響を及ぼすような場合は含まれない。

c 国家安全保障会議は名ばかりであること

2013年12月23日に行われた、国際連合が指揮する「南スーダン共和国ミッション」に派遣されている韓国軍PKOに自衛隊PKOが弾薬を提供した際の国家安全保障会議の議事録等を情報公開請求した際についての特定雑誌に掲載された記事（2014.1.31）によれば、四大臣会合ですら、実質的には3府省の官僚が検討・調整をしてお膳立てした中身を国家安全保障会議の大臣がシャンシャンと承認するものだったとしている。

上記が本件にも当てはまるのであれば、国家保障会議幹事会の議事録はもちろん、それ以前の各省庁での検討・調整内容こそ重要ではないか。

d 本件対象文書では意思決定に至る過程は不明であること

文書8ないし文書11と文書2ないし文書5は、左上に「席上回収」の文字があるかないかの違いのみで一字一句異なっていない。また、誰が国家安全保障会議幹事会に参加し、何分議論されたのかも資料では判明しない。

本当に同幹事会の議事録が作成されていないとなると、歴史的

に重要であり、かつ実質的な会合の中身は永久にブラックボックスになってしまったことになる。

一般的に言って、官僚が会合に出て、何も記録に残さないというのはあり得ない。「会議録」という名称でなくても、何らかの会議の内容が分かるものは当然作成しているはずである。先述の「行政文書の管理に関するガイドライン」にも以下のとおり記載されている。

職員が起案の下書きをしている段階のメモも、一般的には行政文書には当たらないが、当該メモに行政機関における法律立案の基礎となった国政上の重要な事項に係る意思決定が記録されている場合などについては、行政文書として適切に保存すべきである。

e 結論

上記を踏まえると、国家安全保障会議幹事会の議事録を作っていないと記載するのは違法であり、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「防衛装備移転三原則（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣議決定）に基づき、国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配付資料」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「防衛装備移転三原則」とは、平成25年12月に策定された「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関して、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として平成26年4月1日に国家安全保障会議及び閣議において策定したものである。

本件対象文書は、上記「防衛装備移転三原則」に基づき国家安全保障会議及び国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録及び配布資料である。

3 原処分の妥当性について

(1) 別紙の文書1の文書中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定期的な開催場所である。

これを公にした場合、定期的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ

がある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別紙の文書1の文書中の「3.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議における公にしないことを前提とした具体的な議題を示しているものである。

これを公にした場合には、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に関係する他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別紙の文書2、文書3、文書8及び文書9において不開示とした部分は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、我が国の安全保障上の関心事項、防衛装備に係る技術情報等が推察されることとなるため、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

以上から、法5条2号及び3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別紙の文書12の不開示とした文書は、防衛装備移転三原則に関して公にしないことを前提とした文書であり、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報、我が国の安全保障上の関心事項が推察される情報及び防衛装備に係る技術情報が推察される情報が含まれている。

これらを公にした場合、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

以上から、法5条2号及び3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別紙の文書13の不開示とした文書は、国家安全保障会議の議事の記録であり、国家安全保障会議の議事に関する情報が記載された文書が開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との



交渉上不利益を被るおそれがある。

以上から、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別紙の文書14の文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示（不存在）としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 別紙の文書1の文書中の「2.」において不開示とした部分について、「法5条3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3(1)のとおり、法5条3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) 別紙の文書1の文書中の「3.」において不開示とした部分について、「法5条3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3(2)のとおり、法5条3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (3) 別紙の文書2、文書3、文書8及び文書9において不開示とした部分について、「法5条2号及び3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3(3)のとおり、法5条2号及び3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (4) 別紙の文書12の不開示とした文書について、「処分が特定されておらず、不適法である。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3(4)のとおり、法5条2号及び3号に定める不開示情報に該当するため不開示としており、不適法だとは認められないところである。

- (5) 別紙の文書13の不開示とした文書について、「法5条3号に当たらない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3(5)のとおり、法5条3号に定める不開示情報に該当し、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (6) 別紙の文書14の文書について、「議事録を作成していないのは公文書管理法に反しており、不存在はありえず不適法である」旨主張している。

公文書管理法4条では、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものであ

る場合を除き、文書を作成しなければならない。」とされているところである。しかしこれは、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」や「当該行政機関の事務及び事業の実績」について、合理的に跡付け、又は検証することができる文書を作成するという趣旨であって、会議の議事録の作成を一律に求めているものではないため、国家安全保障会議幹事会の議事録が作成されていないことをもって、直ちに公文書管理法4条に反しているとはいえず、国家安全保障会議幹事会資料をもって「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」や「当該行政機関の事務及び事業の実績」について、合理的に跡付け、又は検証することが十分可能であることから、国家安全保障会議幹事会の議事録を作成していないことが不適法であるとは認められないところである。

#### 5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条2号及び3号に該当するとして不開示とした決定及び不存在として不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| ① 平成27年12月3日  | 諮問の受理                              |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同月14日       | 審議                                 |
| ④ 平成28年1月12日  | 審査請求人から意見書を收受                      |
| ⑤ 平成29年10月10日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月21日    | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書14である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるとともに、文書14が存在するはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条2号及び3号に該当するとして不開示とした、また、文書14について不存在であるので不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、文書14の保有の有無及び本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 文書14の保有の有無について

- (1) 文書14は、防衛装備移転三原則に基づく議論が行われた国家安全保障会議幹事会（以下「幹事会」という。）の議事録（以下「幹事会議事録」という。）である。

幹事会議事録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 幹事会については、幹事会規則に基づき設置されているが、同規則を含め、幹事会における議事の記録の作成について定めている規定等はない。

イ また、公文書管理法 4 条は、関係行政機関の長で構成される会議の決定及びその経緯等一定の事項について、「行政機関の職員は、（中略）当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（中略）文書を作成しなければならない。」と規定しているが、同規定は、かかる会議の議事録の作成を一律に求めるものではない。

ウ このように、幹事会議事録の作成を義務付ける規定等はないことに加え、幹事会で使用された文書 8 ないし文書 11 の幹事会資料により「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる。」と判断したことから、幹事会議事録は作成しなかった。

(2) 諮問庁から、幹事会規則の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、文書 14 を作成していない旨の諮問庁の同ウの説明が不自然・不合理とはいえず、他に文書 14 の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において文書 14 を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 国家安全保障会議の開催場所について

文書 1 の「2.」において不開示とした部分には、国家安全保障会議（四大臣会合）の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 国家安全保障会議における議題について

文書 1 「3.」において不開示とした部分には、国家安全保障会議における公にしないことを前提とした具体的な議題が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 移転案件の具体的内容について

文書2, 文書3, 文書8及び文書9において不開示とした部分には、防衛装備移転三原則が適用され、部品又は技術情報の海外移転が決められた案件の公表されていない具体的な内容が記載されている。

当該部分については、これを公にすることにより、我が国及び諸外国の安全保障上の関心事項等が明らかになり、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書12について

文書12には、防衛装備移転三原則に関し、我が国の公表されていない安全保障上の関心事項及び防衛装備に係る情報が記載されている。

当該部分については、法人その他の団体に関する情報、我が国の安全保障上の関心事項が推察される情報及び防衛装備に係る技術情報が推察される情報が含まれており、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する関心事項及び装備品の能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、文書名も含めて法5条3号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 国家安全保障会議の議事の記録について

文書13は、国家安全保障会議の議事の記録であり、同会議で議論した内容等が記載されている。

文書13のうち、下記に掲げる部分を除く部分については、その枚数を含め、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、1枚目(表題及び項目並びに日時、場所及び出席者)については、文書1において同旨の情報が開示されており、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号及び3号に該当する、又は保有していないとして不開示とした決定については、文書1ないし文書3、文書8、文書9、文書12及び文書13（表題及び項目並びに日時、場所及び出席者を除く。）の不開示とした部分は、法5条3号に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、文書14につき、内閣官房国家安全保障局において、これを保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であるが、文書13のうち、表題及び項目並びに日時、場所及び出席者の部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 国家安全保障会議の開催について（平成 26 年 7 月 17 日）
- 文書 2 国家安全保障会議資料 ペトリオット P A C - 2 の部品（シーカー  
ジャイロ）の米国への移転について
- 文書 3 国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに  
関する技術情報の移転について
- 文書 4 国家安全保障会議資料 ペトリオット P A C - 2 の部品（シーカー  
ジャイロ）の米国への移転について（案）
- 文書 5 国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに  
関する技術情報の移転について（案）
- 文書 6 国家安全保障会議資料 応答要領案
- 文書 7 国家安全保障会議資料 官房長官応答要領案
- 文書 8 国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオット P A C - 2 の部品（シ  
ーカージャイロ）の米国への移転について
- 文書 9 国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカー  
に関する技術情報の移転について
- 文書 10 国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオット P A C - 2 の部品（シ  
ーカージャイロ）の米国への移転について（案）
- 文書 11 国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカー  
に関する技術情報の移転について（案）
- 文書 12 防衛装備移転三原則に基づき，国家安全保障会議等で審議が行われ  
た際の資料のうち，文書 1 ないし文書 11，文書 13 及び文書 14  
に掲げるもの以外の文書
- 文書 13 国家安全保障会議議事の記録
- 文書 14 国家安全保障会議幹事会議事録